

報道関係者 各位



令和6年11月22日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課長 北林浩之
安全専門官 山谷博樹
(電話)018-862-6683

秋田労働局長による「年末公開安全衛生パトロール」を実施します

『令和6年度 建設現場年末無災害運動』を展開

～ 12月に東北6労働局の局長が建設現場のパトロールを実施 ～

秋田労働局（局長 山本博之）は、冬季における建設現場での死亡・重篤災害を防止するため、建設現場パトロールを下記により実施します。

秋田県内の建設業における休業4日以上労働災害による死傷者数は、10月末現在で130人と前年同期に比べ35人（21.2%）の減少となっていますが、死亡者数は6人と全産業の75%を占める憂慮すべき状況となっています（資料1から資料3）。

このような状況を踏まえ、秋田労働局及び各労働基準監督署では、県内の建設事業者に対して、労働災害防止対策徹底のための建設現場への指導を強化していますが、これから年末にかけて降雪や凍結などの影響による作業環境の悪化に加え、工期を意識しての工事の輻輳化など危険リスクが高まる傾向にあります。

このため、秋田労働局では建設現場における死亡・重篤災害防止に向けて、「令和6年の年末も笑顔で過ごそう」をスローガンに、12月1日から同月31日までを「建設現場年末無災害運動」の実施期間と定め、建設現場における労働災害防止対策の徹底を図ることとしました。（資料4）

期間中、県内の各労働基準監督署では施工者に対する指導及び啓発を行うほか、秋田労働局長が下記により建設現場パトロールを公開して実施します。

なお、12月1日～15日までの間、東北6局の労働局長による建設現場パトロールを行うこととしています。

報道機関の皆様におかれましては、労働災害防止及び建設現場の安全意識の高揚に向けた行政の取組について、関係者をはじめ広く県民に浸透されるよう、取材・報道をお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和6年12月3日(火) 午前9時40分～午前11時10分
2 場 所 秋田市仁井田字新中島221-2 ほか
3 事業名 仁井田浄水場等整備事業
4 事業者 鹿島・水ingエンジニアリング・日本電機興業・日水コングループ
5 工事名 仁井田浄水場等整備事業(土木工事)
6 施工者 鹿島・佐々木組特定建設工事共同企業体
7 発注者 秋田市上下水道局
8 工事概要

【整備対象施設】

取水・導水施設、浄水施設、排水処理施設、場内配管、造成、管路施設
及び既存撤去施設

工期：令和6年8月～令和10年3月

9 パトロール実施者

秋田労働局長ほか労働局・秋田労働基準監督署職員 8名

建設業労働災害防止協会秋田県支部役員 3名

10 集合場所 秋田市仁井田字新中島221-2 ほか

(別添案内図をご参照ください。)

11 取材申込みについて

- ・取材を希望される方は、前日(12/2(月))の午後3時までに、秋田労働局健康安全課〈018-862-6683〉(安全専門官 山谷あて)ご連絡ください。
- ・安全帽(ヘルメット)は各自ご持参願います。
- ・当日は午前9時30分までに、上記10の集合場所にお越し下さい。

資料1 令和6年 労働災害発生状況(10月末)

資料2 令和6年 死亡災害発生状況(10月31日現在)

資料3 令和6年 労働災害発生状況(10月末)【グラフ】

資料4 令和6年度 建設現場年末無災害運動リーフレット

パトロール現場案内図



令和6年労働災害発生状況 (10月末)

秋田労働局
(令和6年11月8日作成)

資料 1

号別 業種別	年別		令和4年 (確定値)		令和5年 (確定値)		令和5年 1月~10月		令和6年 1月~10月		前年増減		秋田署		能代署		大館署		横手署		大曲署		本荘署											
	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	件数	百分率(%)	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上										
	亡		亡		亡		亡		亡				亡		亡		亡		亡		亡		亡											
1~17 全業種合計	14	3117	14	1714	11	1206	8	1116	-90	-7.5	4	428	3	316	2	160	1	150	2	179	1	228	1	173	1	183	1	148	2	113	1	118		126
うち新型コロナを除く	14	1155	14	1177	11	840	8	789	-51	-6.1	4	334	3	283	2	82	1	63	2	145	1	148	1	125	1	111	1	101	2	98	1	53		86
うち新型コロナによる		1962		537		366		327	-39	-10.7		94		33		78		87		34		80		48		72		47		15		65		40
1 製造業	2	321		225		168	1	146	-22	-13.1		59		41		12		20		43		39		27		21		9	1	15		18		10
食品製造業	1	85		74		51		32	-19	-37.3		21		12		1		1		8		8		10		3		6		4		5		4
木材・木製品製造業		30		35		27	1	33	6	22.2		5		5		3		6		13		16		3		2		1	1	4		2		
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		32		27		17		20	3	17.6		7		11		2		2		3		4		1		2				4		1		
一般・輸送用機械器具製造業		38		17		15		15				3		3				1		9		4		2		4				3		1		
電気機械器具製造業		23		21		14		9	-5	-35.7		6		2						2		2		3		3				3		2		
上記以外の製造業	1	113		51		44		37	-7	-15.9		17		8		6		10		8		5		8		7		2		4		3		3
2 鉱業(鉱安法適用を除く)				4		4		5	1	25.0										2		3		1		1		1		1				
3 建設業	8	304	5	221	4	165	6	130	-35	-21.2	1	51	3	44	1	14	1	8	1	34	1	23	1	29	1	20		29		15		8		20
土木工事業	3	119	3	70	2	50	2	42	-8	-16.0		16	1	6	1	4		2		11		11	1	9	1	9		10		5				9
建築工事業	3	117	2	122	2	90	4	70	-20	-22.2	1	26	2	33		8	1	5	1	18	1	11		13		4		17		8		8		9
鉄骨・鉄筋家屋建築		12	1	16	1	16	1	15	-1	-6.3		4	1	6		2		2	1	3		4		3		1		4		2				
木造家屋建築	3	78		70		44	1	33	-11	-25.0		10		10		1		2		12	1	6		7		2		10		5		4		8
その他の建設業	2	68		29		25		18	-7	-28.0		9		5		2		1		5		1		7		7		2		2				2
4 運輸交通業		132	2	105	2	85		68	-17	-20.0	1	41		35		6		3	1	12		13		14		8		5		4		7		5
道路貨物運送業		97	2	88	2	68		66	-2	-2.9	1	29		33		5		3	1	11		13		13		8		4		4		6		5
5 貨物取扱業		2		1				1	1	-				1																				
6-2 林業	2	32	1	25	1	16		26	10	62.5		1		4		3		2		2		10		2		1	1	6		5		2		4
8 商業	1	256	1	205	1	134		140	6	4.5	1	61		64		17		12		16		16		15		16		19		16		6		16
小売業	1	204		182		117		119	2	1.7		51		53		15		10		14		14		15		13		16		13		6		16
13 保健衛生業		1801	1	713	1	473		442	-31	-6.6	1	137		66		94		98		49		104		58		85		62		30		73		59
社会福祉施設		1052	1	417	1	255		303	48	18.8	1	62		39		15		19		40		96		50		80		61		26		27		43
14 接客娯楽業		63	1	49	1	40		46	6	15.0		21		21	1	3		3		6		7		2		9		7		5		1		1
飲食店		32		18		15		24	9	60.0		8		13		2		1		3		2		1		5		1		2				1
15 清掃・と畜業	1	35	1	59		43		31	-12	-27.9		26		14		6		2		7		4		2		3		1		4		1		4
上記以外の事業 6-1,7,9~12,16,17		171	2	107	1	78	1	81	3	3.8		31		26		5		2		8		9		23		19		9	1	18	1	2		7

労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。

資料 1

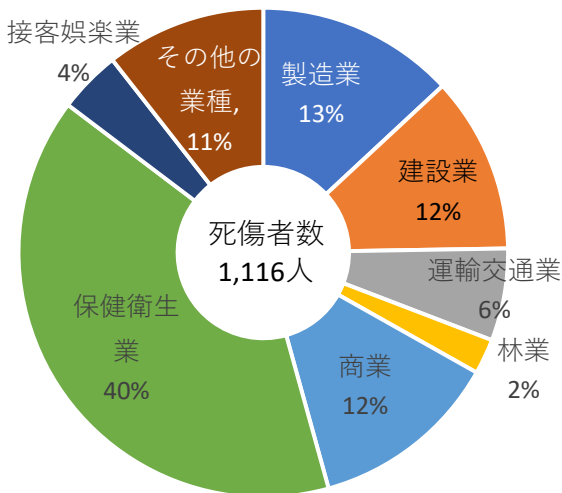
令和6年 死亡災害発生状況（令和6年 10 月 31 日現在）

秋田労働局

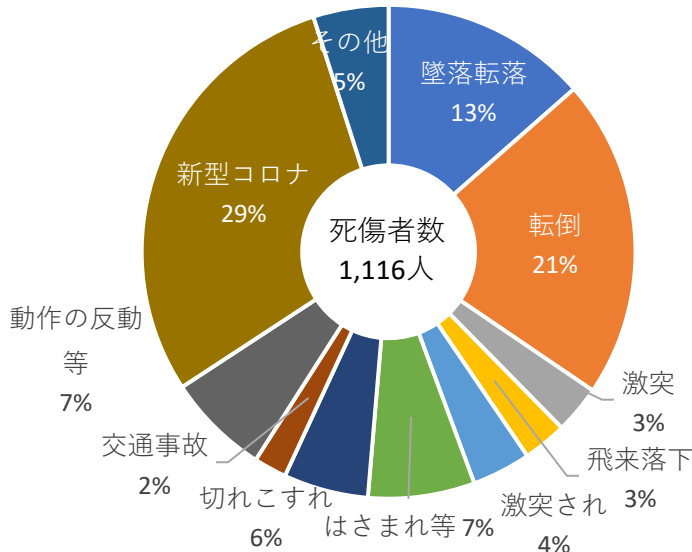
No	署別	発生日	業種名	年齢 経験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発生状況
1	能代	1月	その他の建築工事業 (3-2-9)	60歳代 (1年未満)	激突され	掘削用機械	ボイラー解体工事現場で、ドラグ・ショベルを使用して地下室の瓦礫の撤去作業を行っていたところ、ダンプトラック運転手である被災者がドラグ・ショベルの作業半径内に立ち入り、バケットが激突して被災したものの。
2	秋田	3月	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋建築工事業 (3-2-1)	60歳代 (30~40年)	墜落、転落	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	社屋建設工事現場で、被災者は鉄骨の梁上（梁の幅 35cm、高さ約 7.4m）でボルトの増し締め作業を行おうとしたところ、地面に墜落した。梁上には親綱が設けられており、被災者は胴ベルト型の墜落制止用器具を着用していたが、使用していなかった。
3	秋田	5月	その他の建築工事業 (3-2-9)	60歳代 (20~30年)	激突され	掘削用機械	事業主が所有する田んぼの日当たりを良くするため、被災者と事業主の2名で木の伐木作業を行っていた。事業主がドラグ・ショベルを運転して伐倒木を搬出しようとしたところ、ドラグ・ショベルが横転し、近くにいた被災者がドラグ・ショベルの下敷きになった。
4	大館	6月	木造家屋建築工事業 (3-2-2)	70歳代 (50~60年)	墜落、転落	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	建て方作業において、被災者は梁上に仮置きされた母屋材を運ぶため、母屋材に向かって梁上を移動していたところ、バランスを崩して約 3.4m 下の土間コンクリートに墜落した。被災者はヘルメットを着用していたが、墜落防止措置は講じていなかった。
5	秋田	7月	河川土木工事業 (3-1-7)	70歳代 (20~30年)	激突され	掘削用機械	河川工事現場で被災者と数名の作業員はトラック荷台上に積まれた鋼矢板を移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルのフックにワイヤロープで玉掛けして地面に降ろす作業を行っていた。水平に吊り上げた鋼矢板の振れ止めのため、被災者が鋼矢板の先端を押さえた状態でドラグ・ショベルを旋回させたところ、ワイヤロープがずれて鋼矢板が斜めになり、被災者の頭部に激突した。
6	大曲	7月	その他の事業 (17-2-9)	40歳代 (1年未満)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は用水路の巡回のため軽トラックで市道を走行して交差点に差し掛かったところ、東側から西側に走行していた被災者の軽トラックと南側から北側に走行してきたワゴン車が衝突した。災害発生場所の交差点には信号がなく、ワゴン車が走行していた道路が優先道路であった。
7	大曲	7月	合板製造業 (1-4-2)	70歳代 (1~5年)	激突され	丸のこ盤	被災者は木材加工用の丸のこ盤を使用して外壁下地材を縦にカットする作業を行っていたが、カットしていた木材が反発して被災者に激突した。なお、丸のこ盤には反ばつ予防装置が設けられていなかった。
8	横手	7月	道路建設工事業 (3-1-6)	60歳代 (5~10年)	崩壊、倒壊	地山、岩石	道路改良工事現場において、前日からの大雨により当日の作業が中止となったため、被災者は法尻の擁壁上で前日に使用した機材の片付け作業を行っていたところ、法面から土砂が崩壊し、それに巻き込まれた。

令和6年 労働災害発生状況（10月末）

令和6年10月 業種別統計



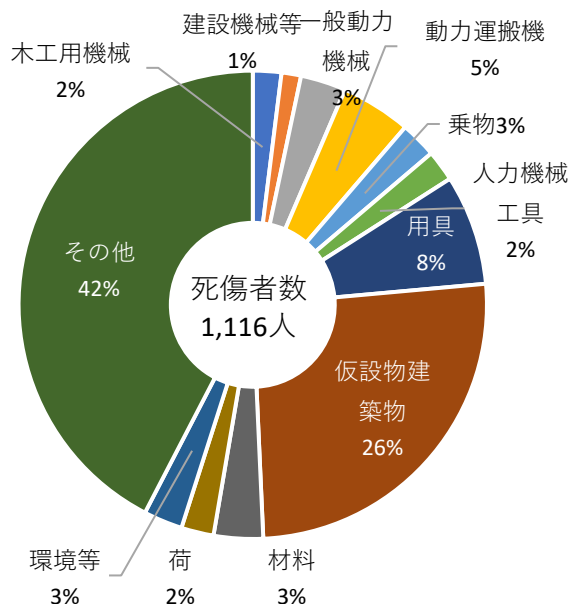
令和6年10月 事故の型別統計（全産業）



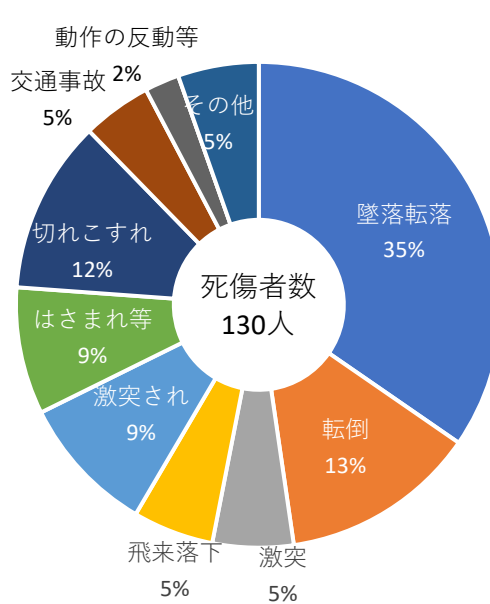
全産業	製造業	建設業	運輸交通業	林業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	その他の業種	合計
令和6年	146	130	68	26	140	442	46	118	1116
令和5年	168	165	85	16	134	473	40	125	1206
増減	-22	-35	-17	10	6	-31	6	-7	-90

全産業	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	激突され	はさまれ等	切れこすれ	交通事故	動作の反動等	新型コロナウイルス	その他	合計
令和6年	151	234	35	32	43	78	62	24	75	327	55	1116
令和5年	114	304	33	46	40	95	53	30	68	366	57	1206
増減	37	-70	2	-14	3	-17	9	-6	7	-39	-2	-90

令和6年10月 起因物別統計（全産業）



令和6年10月 事故の型別（建設業）



全産業	木工用機械	建設機械等	一般動力機械	動力運搬機	乗物	人力機械	用具	仮設物建築物	材料	荷	環境等	その他	合計
令和6年	22	15	35	54	28	24	85	287	38	25	30	473	1116
令和5年	28	18	34	58	37	39	59	342	53	21	44	473	1206
増減	-6	-3	1	-4	-9	-15	26	-55	-15	4	-14	0	-90

建設業	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	激突され	はさまれ等	切れこすれ	交通事故	動作の反動等	新型コロナウイルス	その他	合計
令和6年	45	17	7	7	12	11	15	6	3	0	7	130
令和5年	41	19	2	18	7	28	18	7	5	0	20	165
増減	4	-2	5	-11	5	-17	-3	-1	-2	0	-13	-35

各年とも10月末時点の数字



安全第一

建設現場 年末無災害運動

～ 令和6年の年末も笑顔で過ごそう ～

令和6年 **12月1日**～**12月31日**



無災害で
お願いします



秋田労働局・各労働基準監督署

秋田労働局建設現場年末無災害運動(令和6年12月)実施要領

1 趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくもなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が必要です。

また、過去にも冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した多くの自然災害が全国的に発生し、これらの対策を講じた現場の在り方も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12月1日から31日までの期間を「建設現場年末無災害運動～令和6年の年末も笑顔で過ごそう～」と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、周知等を実施します。

2 現場における重点実施事項

経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施



3 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知(KY)活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールへの遵守
- ⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施

2 墜落・転落災害の防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床、手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や墜落制止用器具(安全帯)の使用等の徹底
- ② 適切な墜落制止用器具(安全帯)の使用、保護帽(ヘルメット)の着用の徹底
- ③ 開口部の養生及び危険箇所の表示
- ④ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
- ⑤ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立て、解体時における墜落防止対策を徹底

3 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の策定による安全作業の確保、有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入の際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触防止、機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- ④ 荷のつり上げ作業時におけるつり荷下への立入禁止措置の徹底

4 土砂崩壊災害の防止

- ① 作業前等における地山の点検の実施
- ② 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底等

5 転倒災害の防止

- ① 通路の整備、段差の解消(冬季には融雪剤の散布等)
- ② 適切な履物の着用
- ③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等

6 交通労働災害の防止

- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

7 不安全行動による災害の防止

- ① 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない」の職場風土づくりの推進
- ② 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止

8 職業性疾病の防止

- ① 建築物等の解体、改修工事における石綿ばく露防止対策の確実な実施
- ② アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防止対策の徹底
- ③ 化学物質取扱い作業におけるリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の徹底

